

台湾統一を理由に終身国家主席を手に入れた習近平

台湾が危ないー日本はどうする？！

樋口 譲次

### ○台湾統一を理由に終身国家主席の地位を手に入れた習近平

台湾は、国際社会では「地域」として扱われることが多いが、正真正銘の「国家」である。

国家とは、明確な領土領域、永久的住民および統治機関が備わっている有機的な組織体をいい、近代国家の統治機関は、一般的に、立法、行政および司法の三機関から成り立っている。すなわち、民主主義国においては、領土領域の住民である国民が、主権者として法律を制定し、法律に基づいて住民に対する行政が行われ、法律違反の疑いがあれば司法機関によって有無罪の判断が下される仕組みを整えた組織体が国家であり、国際法上の人格をもつ主権国家は外交能力を備えている。いずれに照らしても、台湾は十二分に条件を満たしており、国家と定義することに全く疑問の余地がないからである。

しかしながら中国は、「台湾は中国の一部であって、台湾問題は中国の国内問題である」との基本原則を主張して曲げず、「一つの中国」の原則は中台間の議論の前提であり、基礎であるとしている。

中国の全国人民代表大会は2018年3月、中国共産党の指導的役割を明記し、国家主席の任期を2期（10年）までとしていた規定をなくす憲法改正案を圧倒的賛成多数で可決した。

習近平国家主席は、任期制限がない中国共産党トップの総書記、人民解放軍トップの中央軍事委員会主席を兼務しており、この度の憲法改正で終身国家主席の地位を手に入れたことによって、いわば「中国皇帝」として長期君臨の体制を確立したことになる。

中国には、習国家主席が地盤とする「浙江閥」「太子党」のほかに、前々国家主席であった江沢民が率いる「上海閥」、前国家主席を務めた胡錦濤の「中国共産主義青年団（共青团）」派の三大派閥による権謀術数の権力闘争が繰り広げられてきた。

しかしそのような中で、なぜ、習国家主席の独走・独裁を許すに至ったのかについては、様々な議論があるが、台湾問題の解決が大きなウエイトを占めていると見られている。

中国の憲法は、その前文で「台湾は、中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一の大業を成し遂げることは、台湾の同胞を含む全中国人民の神聖な責務である」と定めている。そして、中国は、平和的な統一を目指す努力は放棄しないと表明しつつも、台湾を「核心的利益」と呼び、中台統一に対する外国の干渉や台湾独立運動に対して反対する立場から、武力行使も辞さないことを定めた「反国家分裂法」を制定している。

それを盾に、習近平は、香港返還（1997年）そしてマカオ返還（1999年）を成し遂げた今、最も困難な台湾問題を解決して祖国統一の大業を完成し「中華民族の偉大な復興」の夢を実現するには、強力な指導者に率いられた長期安定の政治体制が必要であると主張した。反論の余地のないその主張に対しては、共産党内の反対派であっても口を閉さざるを得なかった、というのが終身国家主席へ至った見立てだ。

それは取りも直さず、1953年6月生まれの習近平（65歳）時代に台湾統一を成し遂げることを意味する。もし、その間に平和的統一が達成できなければ、武力統一も辞さない構えであり、台湾はもとより、日米などの周辺国・関係国に向けて、台湾危機が現実のものとして切迫しつつあることを示す重大な警告と見なければならぬ。

### ○ロシアのクリミア半島併合を研究させた習近平の台湾統一工作

ロシアのプーチン大統領をロール・モデルとする習国家主席にとって、「あいまいハイブリッド戦」と呼ばれるプーチンのクリミア半島併合は格好の教材である。

習国家主席は、中国のシンクタンクにその研究を命じ、それによって、中国の台湾統一研究が劇的に変化したといわれている。

中国は、すでに、台湾に対して、いわゆる「グレーゾーンの戦い」を仕掛けており、外交工作、軍事工作、そして対国内工作などを複雑に絡ませながら、熟柿が膿んで自然に落ちるのを待つ「熟柿作戦」を展開している。それが功を奏しないと見れば、最終手段としての武力統一に打って出る手筈であることは、前述のとおりだ。

### ◇外交工作：台湾の国際空間からの締め出し

中国は、台湾を国際機関から締め出し、また、その圧力で台湾と外交関係のある国々を断交に追いやっている。この背景には、中国が主張する「一つの中国」原則の受け入れを台湾に強要し、国際社会に認めさせようとしていることにある。

1949年に中華人民共和国（中国）が成立し、国連では「中国代表権」問題が生じたが、当時の中華民国（台湾）政府の蒋介石総統は「漢賊並び立たず」と述べ、台湾政府が「唯一の中国正統政府」であるとの主張を崩さなかった。日米両国は「二重代表方式」を模索し説得に努めたが、蒋介石がこれを拒否したため、1971年に代表権は中国に移転し、台湾は国連から排除された。それが国際社会における中台確執の始まりであり、以来、台湾は中国との関係から国際的な活動が制限されてきた。

2003年に中国を発端とする重症急性呼吸器症候群（SARS）が近隣各国や北米にも伝播するという事件が起き、台湾でもSARSの流行が深刻な社会的混乱を招いた。これを契機として、台湾を世界保健機関（WHO）から排除することが、台湾だけではなく他国への脅威になりうることを国際社会に認識させた。紆余曲折はあったが、台湾は、ようやく2009年からWHO総会へのオブザーバー参加が認められるようになった。

しかし、中国は、「一つの中国」原則の受け入れを拒んでいる、民主進歩党（民進党）

の蔡英文政権が発足した2016年5月前後から、国際社会に圧力を掛けたため、2017年5月のWHO総会へのオブザーバー参加が認められなかった。

そればかりではない。経済協力開発機構（OECD）の鉄鋼委員会（2016年4月）、国連食糧農業機関（FAO）漁業委員会（同年7月）、国際民間航空機関（ICAO）総会（同年8月）、国際刑事警察機構（ICPO）総会（同年11月）、国際放送協会からの台湾国際放送の排除（2017年6月、失敗）、東アジア・ユース・ゲームズ（2018年7月）など、台湾の国際空間を閉塞させるべく、ありとあらゆる国際組織や会議への台湾不招待やボイコットを執拗に働き掛けている。最近では、中国が外国の民間航空会社に台湾を中国の一部として表記するよう強制したことも記憶に新しい。

一方では、中国の圧力によって、台湾と外交関係のある国々が次々と断交に追いやられる「断交ドミノ」が急速に進んでいる。

蔡政権下で台湾と国交を断絶し中国と国交を樹立した国は、時期的順に、西アフリカの島国サントメ・プリンシペ（2016年12月）、中米パナマ（2017年6月）、同ドミニカ共和国（2018年5月）、西アフリカのブルキナファソ（同年5月）、中米エルサルバドル（同年8月）であり、すでに5か国との断交に追い込まれた。今後、南米パラグアイや大洋州パラオなどの断交の動きも取り沙汰されている。

現在、台湾が外交関係を維持しているのは、中南米や大洋州などの17か国となった。いずれも大国の利害に大きな影響を及ぼさない小国であり、台湾の国際的悲哀を象徴している。

このままでは、台湾は「中国による台湾の国際的空間を圧縮する行為」が「やがて外交関係をゼロにする」との危機感を強めざるを得ない。また、現在、辛くも世界貿易機関（WTO）加盟（2002年）とWHO総会オブザーバー参加の地位を維持しているものの、今後中国による国際機関などからの締め出し圧力が一段と強まって、台湾の孤立・弱体化が進み、再び国民党政権時代のように中国の影響下に組み込まれる恐れが大いに懸念されるのである。

#### ◇軍事工作：台湾周辺海空域からの軍事的圧力

尖閣諸島周辺をはじめ、わが国の周辺海空域で中国軍の活発な活動が常態化していると同じように、中国軍は台湾周辺海空域での活動を活発化させ、軍事力を背景とした威嚇を強めている。

中国は、2018年1月、台湾との事前協議を行わないまま、台湾海峡の中台中間線の中国側に新たな民間航空路を設定し運用を開始した。同中間線の台湾側には、台湾軍の3つの訓練空域が設定されているが、そこでの活動を妨害する狙いが込められていると見られている。

また、2017年12月、蔡総統は記者会見で、中国軍機が台湾周辺で活動を活発化させているとして、中国への警戒感を示した。そのように、中国軍の戦闘機（H-6, Su-35など）や

艦艇（空母遼寧を含む）が常態的に台湾本島を周回している。

これまでの台湾は、極力中国を刺激しないよう、中国軍の活動に対する表立った非難を抑制してきたが、2017年の「国防報告」では、台湾周辺海空域における中国軍の活動の実態を次の図をもって公表した。



さらに、2018年4月には台湾海峡で実弾演習を行うとともに、海空作戦や着上陸作戦のための軍事演習・訓練を増加させており、台湾に対して一段と軍事的圧力を強めている。

このような中国の軍事的圧力は、台湾初の総統直接選挙の直前の1996年3月、台湾海峡で弾道ミサイル発射と3軍統合演習を行った軍事恫喝を想起させるものである。

前述のとおり、中国の軍事展開能力は、当時と比較して格段に強化されており、台湾国民に「四面楚歌」の心理を植え付けるには十分であり、今後、その恐怖は強まることはあっても弱まることはないであろう。

#### ◇対国内工作：台湾国内の混乱助長と抵抗意志の弱体化

近年、台湾では、中国のスパイ活動が政治、経済、国防や情報、文化、イデオロギーなどあらゆる分野に浸透し、特に民進党政権となって以降、その活動が一段と強化されている。

台湾で暗躍する中国のスパイの数は、5000人以上と見られ、台湾メディアの調べによると、中国のスパイ容疑で逮捕された事件は2002年以降だけでも60件（2017年3月現在）に上っているが、これは氷山の一角だといわれている。

政府関係者によると、このうちの9割が軍事機関に集中しており、例えば、中国人民解放軍を退役した鎮小江・元中將が、台湾の政界及び軍の関係者を買収して台湾の戦闘機に関するデータを手に入れた罪で、2016年に4年間の禁固刑を言い渡された、台湾史上最大の中国共産党スパイ事件が発生した。

また、台湾国防部の陳中吉報道官が、「我が軍の退役軍人が中国に行った後、買収されました。弱みを握る、高額な報酬を持ちかける、ハニートラップにかける、などです」と公表したような事件も起きており、中国人民解放軍が国境に迫ってくる前に、台湾軍は敗れてしまう恐れがあるとの警戒心も高まっている。

一方、政界では、中国との統一を主張する政治団体「中華統一促進党」が中国当局から資金を得て、反「台湾独立」運動や民進党の蔡英文政権への抗議活動に人を動員していた疑いが持たれている。同党は、八田與一の銅像を破壊した反日団体としても知られおり、中国は台湾を併合するために、政界をターゲットとして政治工作にも力を入れている。

また、2期8年にわたった民進党・陳水扁政権の後、国民党の馬英九が総統に就任した頃から、台湾のマスメディアの報道・言論空間のなかに中国の影響力が浸透するようになっている。

日本台湾学会の川上桃子氏の論考『台湾マスメディアにおける中国の影響力の浸透メカニズム』によると、中国の浸透メカニズムのうち、その浸透経路は下記の4つに代表される。

- ①中国で事業を展開ないしは展開を計画している台湾の事業家たちによる、中国政府からの庇護や支持を取り付けるための台湾マスメディアの買収と報道・言論内容への介入
- ②中国の各級政府による台湾での「報道の買い付け」
- ③台湾テレビ局の番組の売買や番組制作面における中国の省・市傘下のテレビ局との提携等の強化→中国側の政治的意図の浸透
- ④中国政府と台湾メディア企業の直接的なコミュニケーションの日常化→メディアによるニュース処理プロセスのなかでの中国の影響力の侵入

このようにして、新聞やテレビにおいて、「中国を褒めたたえる報道」が増える一方、中国政府にマイナスとなるニュースを意図的に小さく扱ったり、無視したりする傾向が現れている。また、中国とドラマ番組の商談を進めていた台湾のテレビ局が、中国側からの示唆を受けて中国に批判的なトークショー番組を打ち切るといった事案が起きており、台湾統一を国家目標として掲げる中国の情報戦・世論工作が、マスメディアを通じて日々台湾国民の中に浸透し、ボディーブローのように効いていくことになる。

これと関連して、台湾の交通部（交通省）は2016年5月、立法院で、「中国からのサイバー攻撃が『戦争に準じる程度』まで深刻化している」と報告したように、中国の台湾に対するサイバー攻撃も常態化している。

また中国は、硬軟両様の工作を展開しているが、最近、台湾の若者を中国に取り込もうと躍起になっている。それは、馬英九政権末期、中台間で調印された「海峡兩岸サービス貿易

協定」の阻止を目的に、学生を中心とした若者たちが立ち上がった「ひまわり運動」が台湾人意識を一段と高めたからである。また、近年、台湾では「天然独」と呼ばれる、「生まれつき自分たちは台湾人であり、中国人ではない」との台湾アイデンティティーをもつ若者たちが増えていることにもよる。

中国は、このような若者に対して、中国大陸におけるビジネス展開、就業、起業、税制等すべての面において、台湾人は中国人と同等の待遇を受け、台湾の学生が中国の学校に入学するにあたっても特段の差別を受けることはない、との懐柔策を提案している。

「甘い蜜の罠」であることは明白であるが、台湾での給料より、中国の特定の地域での給料が2~3倍高いということになれば、中国に機会を求めようとする若者たちがでてきても、不思議ではない。

このように、様々な懐柔策を駆使して、台湾アイデンティティーを弱めようとする中国の浸透工作は、台湾に新たな課題を投げ掛けている。

以上述べたように、中国は、外交工作、軍事工作、そして対国内工作などを複雑に絡ませながら、台湾国内を混乱させ、「台湾独立」の動きを封じ、中国に対する抵抗意志を弱め、戦わずして台湾統一を成し遂げようと目論む「グレーゾーンの戦い」を執拗に展開している。

そして、和戦両様を常套手段とする中国は、次の手段として武力統一を着々と準備しているのである。

#### ◇武力統一：最終手段としての軍事侵攻

中国は、台湾への軍事進攻を念頭に、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍改革、統合作戦、武器開発、軍事演習・訓練などを通じて大幅に軍事力を増強している。

一方、台湾の国防費は約20年間でほぼ横ばいであり、2017年時点の中国の公表国防費は台湾の約15倍となっている。

明らかに、中台間の軍事バランスは中国有利に傾いており、台湾の「国防報告2017」は、「台湾にとって軍事的脅威が増大している」との認識を示している。

日本の平成30年版「防衛白書」は、中台の軍事力の一般的な特徴について、次のように分析している。

- ①陸軍力については、中国が圧倒的な兵力を有しているものの、台湾本島への着上陸侵攻能力は、現時点では限定的である。しかし、近年、中国は大型揚陸艦の建造など着上陸侵攻能力を着実に向上させている。
- ②海・空軍力については、中国が量的に圧倒するのみならず、台湾が優位であった質的な面においても、近年、中国の海・空軍力が急速に強化されている。
- ③ミサイル攻撃力については、台湾は、PAC-2のPAC-3への改修及びPAC-3の新規導入を進めるなど、弾道ミサイル防衛を強化中であるが、中国は、台湾を射程に収める短距離

弾道ミサイルなどを多数保有しており、台湾には有効な対処手段が乏しいとみられる。

その上で、防衛白書は、軍事能力の比較は、兵力、装備の性能や量だけではなく、想定される軍事作戦の目的や様相、運用態勢、要員の練度、後方支援体制など様々な要素から判断されるべきものであるが、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変化し、その差は年々拡大する傾向が見られる、としている。

そして、台湾国防部は2018年8月、「2020年までに中国が全面的な侵攻作戦能力の完備を目指している」とし、兩岸関係が重大な局面に移りつつあるとの見解を示している。

### ○迫る台湾危機は日本の危機—日本はどうすればよいのか—

米国は、トランプ政権になって、「台湾関係法」を根拠に、オバマ政権が凍結していた14.2億ドル（約1562億円）の台湾への武器売却を承認した。台湾が目指す潜水艦の自主建造（国産化）についても、米政府は2018年4月、米企業に対し台湾側との商談を許可するなど、台湾への軍事協力を強化している。

また米国は、中国の反対によって台湾との交流を自粛してきた結果、両国の交流不足を来したとして、「台湾旅行法」（2018年3月6発効）を制定し、米台政府関係者の交流をあらゆるレベルで促すこととした。

米議会も、2018年8月に「国防授權法」を成立させ、台湾の要求に基づく防衛装備品や役務の提供、台湾軍の軍事演習への参加招請、台湾政府高官・軍高級幹部との交流プログラムの実施、西太平洋における台湾海軍との二国間海上訓練、米国海軍と台湾海軍の相互寄港の実行可能性の検討などを求めている。

このように米国は、台湾の安全保障・防衛強化のための措置を講じつつあるが、米国は台湾カードを利用し、この地域、特に南シナ海での中国の軍事的支配を牽制・抑制し始めたとの見方もある。

では、台湾を「運命共同体」と位置付け、死活的利益を共有する日本は、どうすればよいのか。

安倍晋三政権になって、日台関係は少しずつ強化されつつあると言ってよからう。

日本と台湾は、昭和47（1972）年の断交後、双方が窓口機関を設置して実務的な交流を行ってきた。日本の対台湾窓口機関の名称は「交流協会」であったが、平成29（2017）年1月に「日本台湾交流協会」に変更された。台湾側もこれに呼応した形で、対日窓口機関の名称を「亜東関係協会」から「台湾日本関係協会」に変更した。

両機関の旧名称はともに「一つの中国」原則を主張する中国への配慮から名付けられものであり、日台関係の困難を示す象徴であった。その困難を克服し歴史的な一步を踏み出したのは安倍首相のイニシアティブによることが、陳水扁元総統のインタビュー（産経新聞、2018年9月5日付）で明らかにされている。

わが国には、米国と同様に「台湾関係法」や「台湾旅行法」のような法律を作り、法的整備の面でも台湾を支援しなければならないとの意見が存在し、大きな課題である。

その面で、両国間に意義ある進展をもたらしたのは、いわゆる平和安全法制の制定である。武力攻撃事態対処法の改正では、これまでの武力攻撃事態等に加え、存立危機事態（わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態）への対処が追加された。

また、重要影響事態安全確保法は、重要影響事態を「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（そのまま放置すればわが国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等）」とし、支援対象となる重要影響事態に対処する軍隊等を、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍」、「国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊」及び「その他これに類する組織」と規定した。

その際の対応措置として、①後方支援活動、②捜索救助活動、③船舶検査活動、④その他の重要影響事態に対応するための必要な措置とし、外国領域での対応措置も、当該外国等の同意がある場合に限り、実施できることとしている。

他方、日米防衛協力のための指針（ガイドライン、平成 27 年 4 月）では、その IV 項「日本の平和及び安全の切れ目のない確保」B 項「日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処」において、「同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない」と記述されている。

以上のことから、平和安全法制は、明らかに台湾有事をカバーしていると解釈され、また、そのような事態に日米が共同して対処することを、ガイドラインは裏付けている。

しかし、このように法的整備が出来ても、日米台の 3 か国による平時からの協議、政策面及び運用面の調整、そして共同演習・訓練などが行わなければ、有事における有効な機能発揮を期待することはできない。一方、いきなり有事演習・訓練を始めれば、中国の激しい非難や抵抗を受けることは容易に想像がつく。

そこで、米国の「国防授權法」が求める台湾政府高官・軍高級幹部との交流プログラムの実施、台湾軍の軍事演習への参加招請、西太平洋における台湾海軍との二国間海上訓練などの動向を見極めつつ、中国も容認せざるを得ない平和目的の活動や措置、例えば、国際人道支援・災害派遣、非戦闘員を退避させるための活動、サイバー空間に関する協力、捜索・救難、海洋安全保障、空域管理のための調整、海空連絡メカニズム（ホットライン）の構築など、実行可能なことから始めたらどうか。

それらが有事体制の基礎を作り、最も現実的に日米台の安全保障・防衛協力を前進させる大きな一歩となるのではないだろうか。